

青森県報

第二千七百九十六号

平成十九年
六月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… (出納課) …… 一

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札…………… (財産管理課) …… 一
右 同…………… (同) …… 二

出先機関

土地改良事業の工事の完了…………… (上北地域
県民局) …… 三

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)…………… (事務局) …… 三

公安委員会

駐車監視員資格者講習の実施…………… (交通指導課) …… 四
運転免許取得者教育認定機関の名称及び代表者の変更…………… (運転免許課) …… 四
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令第一条第二号に規定する公告の場所…………… (監察課) …… 五

収用委員会

公示による通知…………… (監理課) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

告 示

青森県告示第四百八十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年五月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
青森市橋本三丁目一の一の二三
石岡 清蔵

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市幸畑二丁目二六二の三二	宅地	五、五九一・九二平方メートル

二 予定価格

一億六千四百四十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市幸畑二丁目二六二の三二

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟一階入札室

2 日時

平成十九年七月二十七日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年七月二日から同月二十日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年七月十日午前十時から、青森市幸畑二丁目二六二の三二において現地説明を行う。

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
つがる市木造藤田一六三の二	宅地	五八四・〇〇平方メートル

二 予定価格

三百九十一万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

つがる市木造藤田一六三の二

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

五所川原市栄町一〇

1 場所

青森県五所川原合同庁舎三階B会議室

2 日時

平成十九年七月三十一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年七月二日から同月二十日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年七月十二日午前十一時から、つがる市木造藤田一六三の二において現地説明を行う。

出 先 機 関

土地改良事業の工完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十二日

上北地域県民局長 北 村 収

地区名	県営土地改良事業の名称	工完了年月日
日本中央	中山間地域総合整備事業	平成一八・三・七
六戸	農村総合整備事業	一八・三・四
谷地頭北部	一般農道整備事業	一八・七・六
才市田	ほ場整備事業(担い手育成型)(緊急農地集積ほ場整備事業)	一八・三・二〇

萩ノ沢

ため池等整備事業

一九・三・一〇

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

平成十九年六月六日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号) 第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十九年六月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二一三、六七八 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六三、九七六 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、四四〇 人
- 西津軽郡選挙区 六、八二七 人
- 南津軽郡選挙区 六、九四六 人
- 北津軽郡選挙区 八、五七七 人

上北郡選挙区	二九、三四一
三戸郡選挙区	二二、三二四
青森市選挙区	八四、九八一
弘前市選挙区	五一、九〇三
八戸市選挙区	六六、三五六
黒石市選挙区	一〇、四七〇
五所川原市選挙区	二一、三五八
十和田市選挙区	一八、三五七
三沢市選挙区	一一、三三二
むつ市選挙区	二三、三五四
つがる市選挙区	一〇、八八九
平川市選挙区	一三、一七八

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行つので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国
家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

平成十九年六月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習等の期日

1 講習

平成十九年七月二十三日(月)及び同月二十四日(火)午前九時から午後五時
まで

2 修了考査

(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時五十分まで)
平成十九年七月三十一日(火)午前十時から午前十一時まで

(受付時間 午前九時から午前九時三十分まで)

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県運転免許センター

三 受講定員

五十名程度(申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。)

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成十九年七月十日(火)から同月二十日(金)まで(ただし、休日を除く。)
(受付時間 午前九時から午後四時まで)

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部交通部 交通指導課指導取締係
電話 〇一七 七二三 四二一一 内線五一三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の二の申込場所に直接持参して申し込むこ
と。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(交通指導課で受領すること。)

(二) 講習手数料一万九千円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を
提示すること。

青森県公安委員会告示第六十五号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)

第七条第一項の規定による運転免許取得者教育の認定機関、株式会社下北自動車学校の
名称及び代表者の変更の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年六月二十二日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

変更事項	変 更 後	変 更 前
運転免許所得者 教育認定機関の 名称	株式会社エスティック	株式会社下北自動車学校
運転免許取得者 教育認定機関の 代表者の氏名	古川亮市 濱崎正明 外崎隆	古川亮市

青森県警察本部長告示第二号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第百九十二号）第一条第二号に規定する公告の場所は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、下欄に掲げる場所とする。

平成十九年六月二十二日

青森県警察本部長 坂 明

別表

留置施設の置かれる警察本部又は警察署	名 称	住 所	公 告 の 場 所
青森県青森警察署	青森市安方二丁目十五番九号	庁舎正面に設置している掲示板	庁舎正面に設置している掲示板
青森県青森南警察署	青森市浪岡大字浪岡字淋城八十七番地一	庁舎正面に設置している掲示板	庁舎正面に設置している掲示板
青森県外ヶ浜警察署	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三番地	庁舎正面に設置している掲示板	庁舎正面に設置している掲示板
青森県大間警察署	下北郡大間町大字大間字大間五十四番地一	庁舎正面に設置している掲示板	庁舎正面に設置している掲示板
青森県むつ警察署	むつ市中央一丁目三番二十三号	庁舎正面に設置している掲示板	庁舎正面に設置している掲示板
青森県野辺地警察署	上北郡野辺地町字新町裏一番地一	庁舎正面に設置している掲示板	庁舎正面に設置している掲示板

収用委員会

青森県弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁目三番地二	庁舎正面に設置している掲示板
青森県鰯ヶ沢警察署	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二百七番地	庁舎正面に設置している掲示板
青森県つがる警察署	つがる市木造千代町十八番地一	庁舎正面に設置している掲示板
青森県五所川原警察署	五所川原市字栄町六番地一	庁舎東側に設置している掲示板
青森県板柳警察署	北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川十五番地五十	庁舎南側に設置している掲示板
青森県黒石警察署	黒石市北美町二丁目四十七番地一	庁舎正面に設置している掲示板
青森県八戸警察署	八戸市城下一丁目十六番二十五号	庁舎内一階に設置している掲示板
青森県三戸警察署	三戸郡三戸町大字同心町字金堀五十九番地二	庁舎北側に設置している掲示板
青森県五戸警察署	三戸郡五戸町字下毛沢向十三番地六	庁舎正面に設置している掲示板
青森県十和田警察署	十和田市西六番町一番四十一号	庁舎正面に設置している掲示板
青森県七戸警察署	上北郡七戸町字大沢五十七番地四十九	庁舎正面に設置している掲示板
青森県三沢警察署	三沢市平畑一丁目一番三十八号	庁舎正面に設置している掲示板

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定により公示を行うことができるので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年六月二十二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県国土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成十九年七月十日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
川 越 隆	住所不明 ただし、住民票の住所 大阪府大阪市西成区荻之茶屋2丁目5番23号 釜ヶ崎解放会館	

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定により通知をすることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十九年六月二十二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県国土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成十九年七月十日をもって通知があつたものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
(亡)在々木一市の法定相続人	住所不明	
劔 古 清	住所不明 ただし、住民票除票の住所(平成15年2月13日職権消滅) 愛知県葉栗郡木曾川町大字黒田字東町南107番地	

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------